

山口市施設園芸農家加温燃料高騰対策緊急支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格や生産資材費の高騰により深刻な影響を受けて厳しい経営環境にある農業者に対し、緊急的な対応として経費負担の軽減と経営の安定化を図ることを目的とし、山口市施設園芸農家加温燃料高騰対策緊急支援事業(以下「事業」という。)に係る助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施主体)

第2条 市内に住所を有する農業者もしくは市内に主たる所在地を有する農業法人で、園芸施設で販売を目的とした農産物を栽培し、園芸施設用の加温設備において燃料を使用している者とする。

(助成金の交付及び対象経費等)

第3条 市長は予算の範囲内において、施設園芸農家加温燃料高騰対策緊急支援事業助成金(以下「助成金」という。)を交付する。

2 前項の規定による対象経費及び助成単価は、別表に掲げるとおりとする。

3 助成金の額は別表の対象経費に助成単価を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。なお、申請者から提出があった燃料使用量の根拠資料に他の設備の燃料が含まれる場合には、事業に係る部分のみ按分を行い積算するものとする。

(助成金の交付申請及び請求)

第4条 前条の規定による助成金の交付申請をしようとする事業実施主体は、山口市施設園芸農家加温燃料高騰対策緊急支援事業助成金交付申請書兼請求書(第1号様式)を市長が定める期日までに市長に申請及び請求しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、山口市施設園芸農家加温燃料高騰対策緊急支援事業助成金交付決定通知書(第2号様式)により、事業実施主体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(他の用途への使用禁止)

第6条 助成金の交付を受けた事業実施主体は、当該助成金を他の用途に使用してはならない。

(報告及び検査等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し事業実施状況等について報告を求め、帳簿その他関係書類若しくは事業の施行状況を検査し、又は事業の施行上必要な指示をすることができる。

(助成金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、事業実施主体が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1)この要綱に違反したとき。
- (2)助成金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3)事業の施行方法が不相当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、当該事業実施主体に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行する。

別表(第3条関係).

対 象 経 費		助成単価
施設園芸農家が園芸用施設の加温設備で使用する以下の燃料の価格高騰相当分の一部を助成		
1 A 重 油	令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間に納品されたもの	14円/ℓ
2 灯 油		15円/ℓ
3 LPガス	令和4年12月から令和5年2月分の使用量として供給会社から請求されたもの	54円/m ³
4 電 気		16円/10kWh

事業実施主体は、同一年度に1回限り申請できるものとする。